資料１

17の戦略分野の投資を支える建設分野の人材確保等に向けた タスクフォースの開催について

令 和 ８ 年 １０月 ２９日
戦略分野・社会インフラ関連分野の
人材育成・確保を推進するための
関係府省庁連絡会議議長決定

１．日本成長戦略における17の戦略分野を中心に、官民が連携した国内投資の拡大を実現する上で、建設分野における供給力不足が今後需要の高まる工場建設等の成長投資のボトルネックとなることが懸念される中、建設需要及び供給に関する状況把握とその対応、建設人材や他産業人材の有効活用、建設分野の供給力強化に向けた対応等について検討し、必要な対策を講じていくため、17の戦略分野の投資を支える建設分野の人材確保等に向けたタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

２．タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議　　長　内閣官房副長官（衆）
議長代理　内閣官房副長官補（内政担当）
構 成 員　内閣官房日本成長戦略本部事務局長代理
　　厚生労働省政策統括官（総合政策、労使関係担当）
　　経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
　　経済産業省経済産業政策局長
　　国土交通省不動産・建設経済局長

３．タスクフォースの庶務は、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

４．前三項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。